平成２９年（フ）第１１７８号
さいたま市大宮区浅間町２丁目38番地　ファミリエー賛福202号、住民票上の住所さいたま市大宮区浅間町２丁目38番地　ファミリエー替福202号、旧住所さいたま市岩槻区大字本宿211番地１
債務者　山口　浩一
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９３号
埼玉県上尾市本町１丁目４番21号　北海荘102、旧住所埼玉県上尾市本町５丁目13番２号
債務者　五十嵐裕美子
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区１棟407号
債務者　平川　一八
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
埼玉県八潮市大字浮塚913番地１　アーバンサイドＢ103
債務者　宮崎　　徹
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
埼玉県越谷市大字大林555番地６
債務者　サソウ　メイリン　カマチョ
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
埼玉県所沢市大字下安松607番地の８
債務者　照井　義幸
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２５号
埼玉県飯能市大字川寺183番地の６、前住所埼玉県川越市大字安比奈新田47番地１（アーベイン川越702号室）
債務者　山川　　隆
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３４号
埼玉県比企郡鳩山町大字今宿502番地４　サンハイツ塚本201、前住所埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目20番９号
債務者　関野　誠一
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４７号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2639番地６
債務者　伊舎良ミドリこと　ＹＳＨＡＲＡ　ＲＵＩＺ　ＤＥ　ＮＡＧＡＨＡＴＡ　ＭＡＲＩＥＬＡ　ＭＩＤＯＲＩ
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２６５号
埼玉県熊谷市久保島1345番地１　アレッサ201
債務者　矢崎　将輝
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４０６号
福岡県筑紫郡那珂川町下梶原２丁目４番４号ディアス那珂川Ｃ棟202号
債務者　徳永　　望
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３号
三重県伊勢市浦口３丁目７番16号　西谷アパート102号室
債務者　大北　博生
１　決定年月日時　平成29年９月29日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
岡山県倉敷市宮前326番地63　ヒカリハイツ202
債務者　石本　智子
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
岡山県総社市秦1354番地
債務者　片岡　優貴
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
岡山県総社市三輪1066番地５
債務者　岡田佐和子
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
岡山県倉敷市玉島１丁目９番43号
債務者　篠﨑　　滋
１　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
北九州市小倉北区高坊１丁目７番２－201号
債務者　高鍋美由起
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部